

群馬県Ma a S普及促進等支援金交付要綱

(通則)

第1条 群馬県Ma a S普及促進等支援金（以下「支援金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号）（以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) GunMa a S 群馬県が展開する、複数の公共交通やその他の移動サービスを適切に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うサービスをいう。
- (2) タクシー配車予約システム 利用者の配車依頼を受け、最適なタクシー車両の配車予約を可能とするシステムをいう。

(交付の目的)

第3条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症や燃油高騰等の影響を受けながらも、今後のGunMa a Sの普及促進へ協力し、タクシーの利用促進に向けて計画的に取り組むタクシー事業者を支援し、県民の移動手段の確保に資することを目的とする。

(支援対象事業者)

第4条 対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たすタクシー事業者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）（以下「法」という。）第3条第1項第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送業（以下「タクシー事業」という。）を営んでいること。
- (2) 令和5年4月1日の時点において、群馬県内に本社又は営業所を有していること。
- (3) タクシー事業について、申請時点において休業又は廃業しておらず、今後も継続する意思を有し、GunMa a S普及促進等の取組に関する計画を有していること。
- (4) 「群馬県ストップコロナ！対策認定制度」による認定を受けていたこと。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) タクシー配車予約システム（以下、「配車システム」という。）を導入済みであるか、今後導入する計画があること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的な又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、予算の範囲内で別表1に定めるものとする。

(支援金の交付の申請)

第6条 支援対象事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 法第3条第1項第1号に基づく一般旅客自動車運送事業の許可書の写し
- (2) 令和5年4月1日の時点において、タクシー事業の運行に使用している車両について証する書類及び車両の車検証の写し
- (3) GunMa a S普及促進等の取組に関する計画書(様式第2号)
- (4) 「群馬県ストップコロナ!対策認定制度」による認定を受けていたことを証する書類
- (5) 県税に滞納がないことを証する書類
- (6) 群馬県暴力団排除条例(平成22年10月28日条例第51号)、群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱(平成23年3月28日制定)及び運用通知に基づく誓約書
- (7) その他申請に必要な書類

(交付申請の回数)

第7条 交付申請の回数は、タクシー事業者1社につき1回とする。

(交付の決定及び通知)

第8条 知事は、第6条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上で交付決定を行い、様式第3号により支援対象事業者に通知し、支援金を交付する。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって支援金の交付を受けたとき。
- (3) 知事が定める日までに配車システムが導入されなかったとき。

(支援金の返還)

第10条 知事は、支援金の交付の決定を取消した場合において、既に支援金が交付されているときは、様式第4号により、その返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第11条 支援対象事業者は、支援金の交付に係る帳簿及び書類を備え、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(状況報告)

第12条 支援対象事業者は、知事の要求があった場合には、速やかに様式第5号による事業状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第13条 支援金の給付を受けたタクシー事業者は、配車システムの導入を行った日から1か月を経過した日又は令和6年3月10日のいずれか早い日までに様式第6号による実績報告書を知事に提出

しなければならない。

2 前項の実績報告書を提出するときは、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) タクシー配車システム導入実績報告表（様式第6－2別紙）
- (2) 導入に係る請求書の写し及び写真等

3 配車システムを導入済みのタクシー事業者については、交付申請時に次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) タクシー配車システム導入状況報告表（様式第6－3別紙）
- (2) 写真等

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

別表1 支援金の額及び対象車両

支援金の額	対象車両
タクシー1台 あたり3万円	県内で届出（道路運送法第15条第3項に規定する届出をいう。以下同じ。） されている車両数（休車しているものを除く。以下同じ。）のうち、交付申請 日時点の車両の数を上限とする。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年4月1日から施行する。

群馬県知事 山本 一太 様

住 所
事業者名
代表者職氏名
印

群馬県M a a S 普及促進等支援金交付申請書

群馬県M a a S 普及促進等支援金について、群馬県補助金等に関する規則第4条及び群馬県M a a S 普及促進等支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請額

金 円

(内訳)

交付申請日時点の車両数	台
車両数に応じた額	円

(タクシー事業 使用車両一覧表)

番号	車名	自動車登録番号	車検有効期限	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

(注記)

注 1 車両がユニバーサルデザインタクシーの場合は備考欄にUDと記入する。

注 2 行が不足する場合は追加してよい。

2 担当者

役職・氏名	
所属部署	
電話番号	
FAX	
E-mail	

3 支援金の振込先口座

振替金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
フリガナ 預貯金名義	

4 添付資料

- (1) タクシー事業の許可を有していることを証する書類
- (2) 令和5年4月1日以降に取得した法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書、写しでも可）
- (3) 令和5年4月1日の時点において、タクシー事業の運行に使用している車両について証する書類及び車検証の写し
- (4) 群馬版Ma a S普及促進等の取組に関する計画書（様式第2号）
- (5) 「群馬県ストップコロナ！対策認定制度」による認定を受けていたことを証する書類
- (6) 県税に滞納がないことを証する書類
- (7) 群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日条例第51号）、群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成23年3月28日制定）及び運用通知に基づく誓約書
- (8) その他申請に必要な書類

様式第2号（第6条関係）

GunMa a S普及促進等に係る取組計画書

事業者名

1 GunMa a S普及促進等に向けた取組み

- タクシー配車予約システムの導入に取り組めます。
- タクシー配車予約システムを導入済みです。

2 連絡担当者

担当者氏名

連絡先 電話

E-mail

様式第3号（第8条関係）

群馬県指令交第 一 号

住 所
事業者名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 号による申請がありました「令和4年度群馬県M a a S普及促進等支援金」について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号）及び群馬県M a a S普及促進等支援金交付要綱に基づき、次のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定します。

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太

1 支援金の額

円

2 条 件

- （1）群馬県補助金等に関する規則及び群馬県M a a S普及促進等支援金交付要綱の定めに従うこと。
- （2）令和 年 月 日までに配車予約システムを導入すること。
- （3）支援金の交付に係る帳簿及び書類を備え、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

様式第5号（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

住 所
氏名又は名称 印

群馬県M a a S普及促進等支援金状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記支援金について、群馬県M a a S普及促進等支援金交付要綱第12条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第6号（第13条関係）

第 号
令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

住 所
氏名又は名称 印

群馬県Ma a S普及促進等支援金配車システム導入完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記支援金について、群馬県Ma a S普及促進等支援金交付要綱第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

所在地

(個人の場合は、住所)

商号又は名称

(個人で屋号がない

場合は、記入不要)

代表者職氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を群馬県知事から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 1(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。
- 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 自己、自己の法人その他の団体又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、群馬県知事に報告し、警察に通報します。

群馬県MaaS普及促進等支援金
配車システム導入実績表

事業者名 : _____

(単位：円)

	配車システム 規格等	配車システム対 応車両数	導入年月日	県補助金活用 の有無	導入に要した 経費	県補助金 補助対象経費	県補助金 交付決定額	国庫補助金活用 の有無	国庫補助金 交付決定額	備考
1										
計										

(添付書類)

- (1) 導入費等に係る請求書の写し
- (2) 導入作業の写真等

群馬県Ma a S普及促進等支援金
タクシー配車システム導入状況報告表

事業者名 _____

	導入年度	配車システム規格等	配車システム対応車両数	備考
1				

(添付書類)

(1) 導入状況がわかる写真等